

## 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて

### 1. 現状

臓器提供に関する意思を表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを法の求めるところに適うものとして作成することは困難なことから、厚生労働省及び（社）日本臓器移植ネットワークにより、臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）等が頒布されている。

しかし、これまでもカードへの記載不備事例が少なからず存在したため、平成 16 年にその取扱いについて検討を行った。

### 2. 課題

改正法の施行後においては、臓器提供の意思が有効に表示されていないと判断された場合に、それを臓器提供に関する意思が不明であると解釈するか、臓器提供を拒否する意思があったと解釈するかによって、その後の取扱いが変わることとなる。

そこで、新カードで記載不備と思われる事例が発生した場合の取扱いについて、一定の考え方を整理しておく必要があると考える。

### 3. 基本的な考え方（案）

平成 22 年 5 月 26 日、「臓器提供に係る意思表示・小児からの臓器提供等に関する作業班」においてご議論をいただいた結果、以下のような見解が示された。

- (1) 新たなカードの導入にあたっては、記載不備事例が極力発生しないよう、カードとあわせて配布されるリーフレット等において、記載方法を分かりやすく説明する等の取組が重要である。
- (2) この上で、記載不備と思われる事例が発生した場合については、以下のように考えてはどうか。
  - ① 臓器移植法における基本理念である「本人意思の尊重」の観点から、記載不備と思われる書面であっても、書面に残された記載内容からできるかぎり客観的に本人意思を判断する必要があること。

その際、記載内容に矛盾はないが本人意思を明確に確認する必要がある場合は、家族等の証言も踏まえ、本人意思を判断すること。また、記載内容が相矛盾するものであるなど、本人意思が判断できない場合は、当該書面に表示された内容は不明と取り扱うこと。
  - ② 改正法の解釈上、拒否の意思表示は書面によらないものであっても有効であることを踏まえ、①において書面に表示された内容が不明と判断される場合であっても、一律に意思不明とはせず、さらに家族等の証言により拒否の意思について慎重に確認し、拒否の意思が認められる場合には、法に基づく脳死判定及び臓器摘出を行わないこと。

# 臓器提供意思表示カード

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワーク



このカードは常に携帯してください。

ドナー情報用全国共通連絡先 **0120-22-0149**

臓器移植に関するお問い合わせ先：(社)日本臓器移植ネットワーク  
フリーダイヤル 0120-78-1069 <http://www.jotnw.or.jp>

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： \_\_\_\_\_ 〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_



## 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）（抄）

### （基本的理念）

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2～4 （略）

### （臓器の摘出）

第六条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であって、遺族が当該臓器の摘出について書面により承諾しているとき。

2 （略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないとき。

二 当該者が第一項第一号に規定する意思を書面により表示している場合及び当該意思がないことを表示している場合以外の場合であり、かつ、当該者が前項の判定に従う意思がないことを表示している場合以外の場合であって、その者の家族が当該判定を行うことを書面により承諾しているとき。

4～6 （略）

### （親族への優先提供の意思表示）

第六条の二 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。